



令和5年12月11日

国税庁長官  
住澤 整 殿



全国青年税理士連盟

会長 富川 和將

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8

代々木第10下田ビル7F

電話 03-3354-4162



## 財務諸表データに「e-Tax で使用できない文字」が含まれていた場合の期限後申告扱いに関する要望書

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、貴庁より令和5年10月25日付にて「財務諸表データに e-Tax で使用できない文字が含まれていた場合、令和6年1月5日（金）以降は、他の条件により正常に受付できなかった場合と同様に期限後申告として取り扱う」旨が公表されました。

当連盟は、以下の理由により本取扱いについて強く抗議するとともに、令和6年1月5日以降もこれまで通り正常に受け付けできなかった納税者に対して、修正したデータの送信が期限後になった場合でも期限内申告として取り扱うことを要望します。

（要望する理由）

- ・ e-Tax で使用できない文字のエラーは、送信受信双方の一部のシステム上の問題であり税額計算に直接影響するものではなく、租税要件を満たし期限内に申告をした納税者の申告行為を否認する根拠にはなり得ないこと。
- ・ e-Tax で使用できない文字のエラーには、使用できない漢字や記号のみならず半角カナが含まれるが、昨今の各種入力フォームから鑑みれば半角カナまで使用できない文字に含めエラー扱いとし期限内申告を認めないことは合理性がないこと。
- ・ システムエラーが生じて不具合が生じるのであれば、まずは納税者が問題なく送信（申告）できるようシステムを改修すべきであり、システムの不備によって生じる不利益を納税者に負わせることは申告納税制度の趣旨に反し本末転倒であること。
- ・ 本件の公表から取り扱い実施まで時間的猶予がなく唐突であること。

そもそも貴庁は、令和5年6月23日に公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーションー税務行政の将来像 2023ー」において、その使命（納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する）とともに、基本的な指針においても「納税者目線の徹底」「あらゆる納税者を想定した施策の推進」と明記されております。これらの使命等に照らし、納税者の利便に資するよう税務行政のDXを進めていただくことを強く要望します。

以上